

## 日本学生法教育連合会創立

本連合会は、法教育(法律専門家ではない一般の人々が、法や司法制度、これらの基礎になっている価値を理解し、法的なものの考え方を身につけるための教育)の担い手として期待されている法科大学院生・大学生・法教育団体等の相互の交流と協働により法教育活動を実践し、その活動を通じて得た法教育情報・ノウハウを学校や団体等の垣根を超えて共有・集約し、これを次世代へと継承することによって、法教育の普及・発展に寄与するとともに、社会に貢献することを目的として創立されました。(USLE 規約第2条)

## 法科大学院生・大学生による法教育プログラムのプレゼンテーション

### 日本学生法教育連合会創立の3つの目的

- 法科大学院・大学の枠を超えた学生の連携
- 年次を貫く情報・ノウハウの共有と伝達
- 学校教員との協働による法教育の実施

これまでの法教育に関する授業報告会を兼ねた創立パーティーを開催いたします。

法科大学院生,学生,教育関係者, 法教育に関心のある方,どなたで もご参加いただけます。

皆様のご参集を心よりお待ち申し LIFE ALL EDUCATION Life to the second s

#### 第1部 総会 19:00-19:40

- 1 開会宣言 現代表挨拶
- 2 創立趣意の表明
- 3 法教育活動の報告
  - ・法教育授業 中学校・高等学校 少年院
  - ・模擬裁判

参加者

國學院大學法科大学院生,中央大学法科大学院生 慶應義塾大学法科大学院生,一橋大学法科大学院生 早稲田大学法科大学院生,東京大学法科大学院生 金沢大学生,早稲田大学生,明治大学生ほか

4 意見

#### 第2部 懇親会 19:40-21:15

- · 法教育授業体験
- ・各種イベントブース設置

・教材展示,学習相談 現役の法科大学院生 予備試験合格者に

5 次期役員紹介・引継式 話を聞くチャンス!

6 閉会宣言 次期代表挨拶

法科大学院生・学生が 100名単位で集結!

# 2017**6**.9FRI 19:00-21:30 開場 18:30

会場 恵比寿 EAST GALLERY/東京都渋谷区東 3-24-7/03-5466-1140 (JR 恵比寿駅西口徒歩3分) 会費 一般 5,000 円/修習生 3,000 円/LS 生・学生 2,000 円 ※一般の方は事前申込をお願いいたします。

(お問い合わせ先)一般社団法人リーガルパーク事務局 石川

E-mail: usle@legalpark.jp TEL: 03-6418-2354 FAX:03-6408-0618

## 法教育プログラム

#### 模擬裁判

・裁判員体験

#### 法的ディベート

・昔話法廷 VTR

#### 人権教育

・いじめ問題

#### 立憲主義教育

・憲法マップ

#### 模擬調停

· 夫婦関係調整

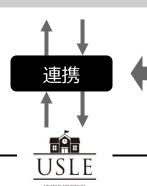
#### 主権者教育

・模擬投票

一般·民間

小学校 中学校 高等学校

矯正施設



#### 法教育支援機関・団体

- ・法務省, 弁護士会
- ・民間団体 etc.

## 日本学生法教育連合会

#### 正会員

(入会金500円)

法科大学院生

大学院生

大学生

etc.

賛助会員

(年会費5,000円)

法科大学院修了生

司法修習生

弁護士・検察官・裁判官

司法書士・行政書士・税理士

教職員

法教育に関心のあるすべての方 etc.

## ~NHK「視点・論点」<法教育の担い手>~

一法教育の目的からすれば、その担い手は、法と教育、その双方についての素養が備わっていることが必要です。

法教育の必要性が指摘された当初、法教育を担うのは、「法律家」か「教員」か、という対立がありました。私は、教員の指導の下で、法科大学院生あるいは法学部生を活用することが最も望ましいと考えます。

それは、まず、法科大学院生らは子どもたちとの距離が近いということです。年齢が近いので、子どもたちはお兄さん・お姉さん感覚で接することができ、難解とされる法を優しく教え導くことができます。

また、法科大学院生らは、法律知識や法的素養を徹底的に叩き込まれる一方で、教員から教育に関して様々な指導を受けられるということです。教員の方々は、弁護士ら法律家に対し少なくない遠慮があるようですが、法科大学院生や大学生は、いわば教育実習生のようなものであり、教員から十分な教育上の指導を受けることができます。

このように法と教育、双方を兼ね備えた法科大学院生らによる法教育は、子どもたちに十分な教育的効果をもたらすものですが、実施する学生にとっても、法を知らない人に法を教え導くという、将来法律家になったときに必要とされる能力を養う機会となります。

こうしたことから、私が教鞭を執っている國學院大學法科大学院では、3年間の試験期間を経て、「法教育」を正課の科目として取り入れました。

2016年の3月と9月に、数校の法科大学院生がサークル的に集まって、都内の公立中学校・高校で、NHK-eテレで放映されたドラマ「昔話法廷」を使って裁判員裁判の疑似体験授業を実施しました。年齢が近い学生たちが、「昔話」という馴染み深いテーマで法や裁判の意義を説いた授業は、子どもたちに予想以上の教育的効果をもたらしました。

同年9月、「法教育に興味のある法学部生、法科大学院生の意見交換会」という企画が都内で開かれましたが、そこに50名を越える学生が集まり、活発な意見が出ました。この学生たちの意欲とマンパワーを、これからの法教育に利用しない手はありません。

法や裁判を身近なものとし、社会で発生する紛争に対し、積極的に向かい合って解決する力を養う法教育。自立し、責任 ある将来の主権者を育てるためにも、担い手問題を含む法教育の普及策について、正面から取り組むべき時期に来ていると 思います。一 USLE 賛助会員・國學院大學法科大学院教授・一般社団法人リーガルパーク代表理事 今井秀智